衆議院政治改革に関する特別委員会ニュース

【第 217 回国会】令和７年２月 20 日（木）、第３回の委員会が開かれました。

１　政治改革に関する件（選挙運動等について）
・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。
（参考人）東京都選挙管理委員会事務局選挙課長　　織田祐輔君
兵庫県選挙管理委員会委員長　　永田秀一君
一般社団法人選挙制度実務研究会会長　　大泉淳一君
（質疑者）坂本竜太郎君（自民）、鎌田さゆり君（立憲）、斎藤アレックス君（維新）、長友慎治君（国民）、中川康洋君（公明）、高井崇志君（れ新）、塩川鉄也君（共産）、福島伸享君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

坂本竜太郎君（自民）

選挙におけるＳＮＳの問題点及びその対策
ア　今回の兵庫県知事選挙におけるＳＮＳ上の課題及びその対応策についての永田参考人の見解
イ　選挙におけるＳＮＳ規制の具体的な在り方についての織田参考人の見解
ウ　アカウントの在り方や本人認証の精査についての織田参考人の見解
エ　選挙におけるＳＮＳ規制の立法化についての大泉参考人の見解

鎌田さゆり君（立憲）

（１）　選挙運動用ポスターの品位に係る第三者機関による判断の必要性及び判断基準についての大泉参考人の見解
（２）　選挙がプラットフォームからの報酬を得ることを目的としてビジネス化されている現状についての織田参考人の見解
（３）　いわゆる二馬力選挙
ア　選挙運動の態様から公職選挙法の数量制限違反を判断する基準及び判断を行う機関の設置についての永田参考人の見解
イ　二馬力選挙の是非についての大泉参考人の見解

斎藤アレックス君（維新）

（１）　ポスター掲示場関係
ア　選挙運動用ポスターの品位保持規定が昨年の東京都知事選挙の前に制定されていた場合、選挙管理委員会は同規定を理由に選挙期間中にポスターの撤去等を指導することが可能であったかについての織田参考人の見解
イ　ポスター掲示場をデジタル化することの可能性及び品位に欠けるポスター掲示等の再発防止を含めた研究の方向性についての織田参考人の見解
ウ　ポスター掲示場をデジタル化することについての永田参考人の見解
（２）　選挙制度実務研究会におけるフェイクニュースやデマに関するＳＮＳ事業者等との意見交換及び調査研究の有無についての大泉参考人への確認
（３）　選挙運動の自由妨害罪に当たる行為を明記し、行政機関による迅速な対処を可能にすることが重要との認識についての大泉参考人の見解

長友慎治君（国民）

（１）　令和６年東京都知事選挙関係
　ア　ポスター掲示場の区画の不足に対応するために要したクリアファイル等の費用
　　ａ　一人当たりの費用
　　ｂ　全体で掛かった費用
　イ　供託金
　　ａ　没収された候補者人数
　　ｂ　帰属先が東京都であることの確認
　　ｃ　我が国の供託金の額の在り方について織田参考人及び大泉参考人の見解
　ウ　ポスター掲示場に関する損害賠償請求訴訟の経過
　エ　選挙管理委員会が当選を目的としない候補者に関係する政治団体に対して損害賠償請求することの可否についての大泉参考人の見解
（２）　当選を目的とせずに様々な選挙への立候補を続ける行為を規制する方法についての各参考人の見解

中川康洋君（公明）

（１）　民主主義の土台である選挙が崩れようとしている危機感の有無についての織田参考人及び永田参考人への確認
（２）　いわゆる二馬力選挙は現行の公職選挙法の数量制限に違反するのではないかとの考えに対する織田参考人及び永田参考人の見解
（３）　現行法で対応できるもの、立法措置が必要なもの及び可及的速やかに立法措置が必要なものについての大泉参考人の見解
（４）　鳥取県による条例の制定など自治体独自の取組に対する大泉参考人の評価

高井崇志君（れ新）

（１）　報道における片木元総務省選挙部長の選挙についての考え方に対する大泉参考人の見解
（２）　ポスター掲示場の方式、選挙運動用ビラの証紙貼り及び選挙人名簿の閲覧時の書き写しの是非に対する織田参考人及び大泉参考人の見解
（３）　令和６年兵庫県知事選挙について、メディア、特にテレビの責任を問うべきとの考えに対する永田参考人の見解

塩川鉄也君（共産）

（１）　国民が主体的に選挙、政治に関わりやすくするため、複雑な公職選挙法を抜本的に見直す必要があるという指摘に対する各参考人の所見
（２）　令和６年東京都知事選挙においてポスター掲示場の区画の不足により一部候補者の選挙運動用ポスターをクリアファイルにより掲示したことについて、公平性の観点から、候補者の情報・政策が有権者にきちんと伝わったと言えるかについての織田参考人及び大泉参考人の見解
（３）　選挙管理委員会の人員確保における課題についての各参考人の見解

福島伸享君（有志）

（１）　衆議院議員選挙において、小選挙区選挙に立候補している無所属議員がポスター掲示場以外に候補

者の氏名を記載したポスターを掲示できないのは公平性の点で問題であるとの指摘に対する大泉参考人の見解

（２）　ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターに候補者の氏名を有権者に見やすいように記載する義務を課すことは、選挙運動の自由を侵害するという指摘に対する大泉参考人の見解

（３）　ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターに品位保持規定を設けた場合、選挙運動用ポスターに記載された他候補を批判する文言が当該候補の名誉を傷つけているとの訴えがあった場合の選挙管理委員会の対応についての織田参考人及び永田参考人の見解

（４）　ポスター掲示場が不要ではないかという考えについての織田参考人の見解

（５）　ＳＮＳを用いた選挙運動への規制の在り方に対する各参考人の見解

２　公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外 11 名提出、衆法第９号）
公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外 10 名提出、衆法第 10 号）
・提出者大野敬太郎君（自民）から趣旨の説明を聴取しました。